

○農林水産省令第二十七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）  
第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法  
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め  
る。

平成十一年四月十五日

農林水産大臣 中川 昭一

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第  
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の一の項植物の欄中「さほてん科植物」  
の下に（付表第三十五に掲げるものを除く。）を  
加え、付表第七中「並びにレモン」を、「レモン、  
インベリアル、エレンデル、マッコット並びに  
ミネオラ」に改め、付表に次のように加える。

三十五 コロンビア共和国から発送され、他の  
地域を経由しないで輸入されるイエローピタ  
ヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基  
準に適合しているもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。